

# 薬物乱用の現状と対策

平成26年2月

厚生労働省

医薬食品局 監視指導・麻薬対策課

# 1. 主要な国の薬物別生涯経験率

国別	調査年	対象年齢	生涯経験率(%)				
			大麻	覚せい剤※	MDMA	コカイン	ヘロイン
ドイツ	2009	18-64歳	25.6	3.7	2.4	3.3	—
フランス	2010	15-64歳	32.1	1.7	2.4	3.7	—
イタリア	2008	15-64歳	32.0	3.2	3.0	7.0	—
イギリス	2006	16-59歳	30.2	11.9	7.5	7.7	—
アメリカ	2010	12歳以上	41.9	5.1	6.3	14.7	1.6
日本	2011	15-64歳	1.2	0.4	0.1	0(誤差内)	0(誤差内)

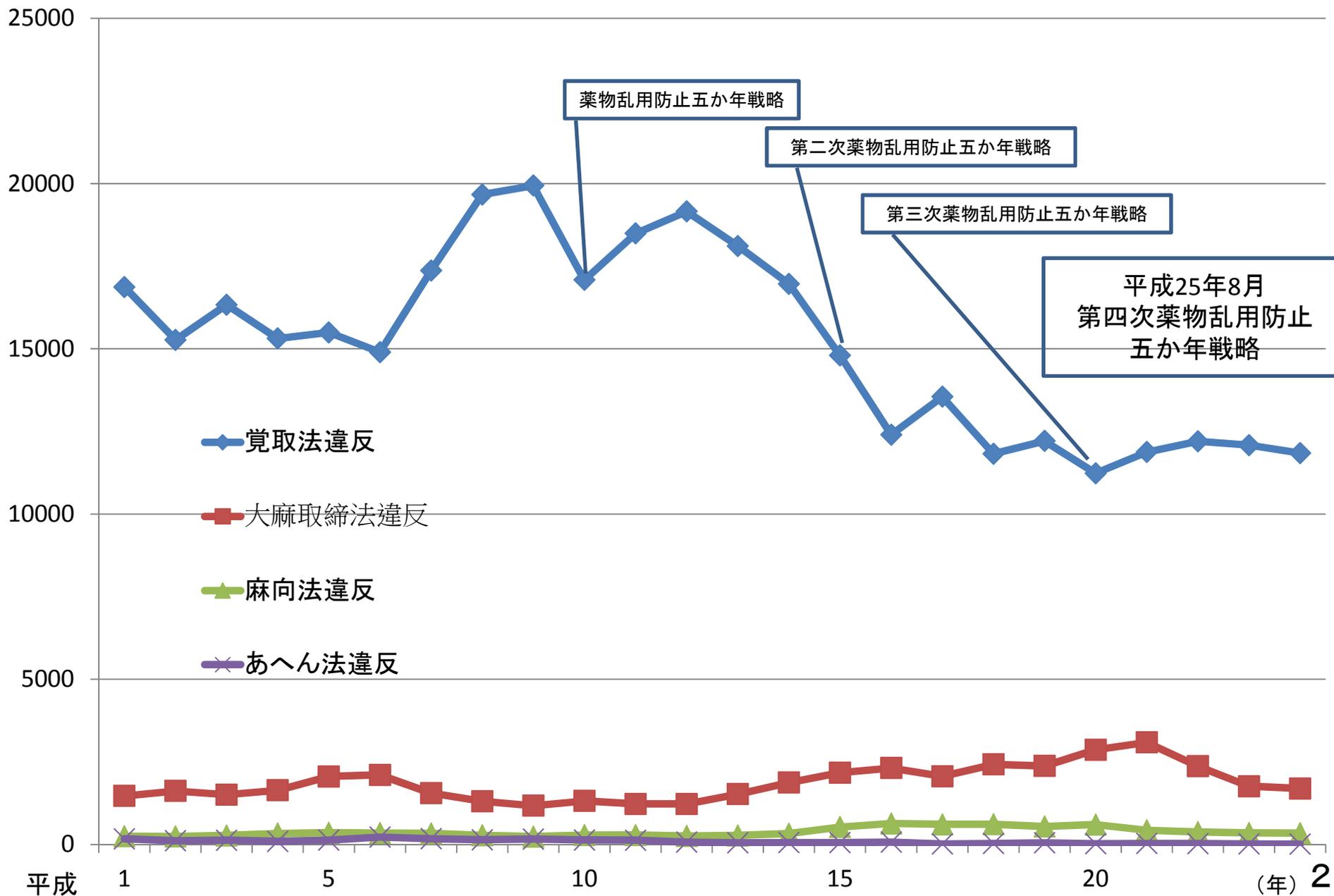
※アメリカ、日本はメタンフェタミン、その他の国はアンフェタミンの生涯経験率

日本における薬物(有機溶剤除く)の生涯経験率は1.5%  
(有機溶剤の生涯経験率は1.6%)

出典:日本の数値は、平成23年度厚生労働科学研究「薬物乱用・依存等の実態把握と薬物依存症者に関する制度的社会資源の現状と課題に関する研究」より  
それ以外の各国の数値は、EMCDDA(欧州薬物・薬物依存監視センター)資料、  
HHS(米国保健社会福祉省)資料をもとに作成

## 2. 薬物事犯検挙人員の推移

(人)

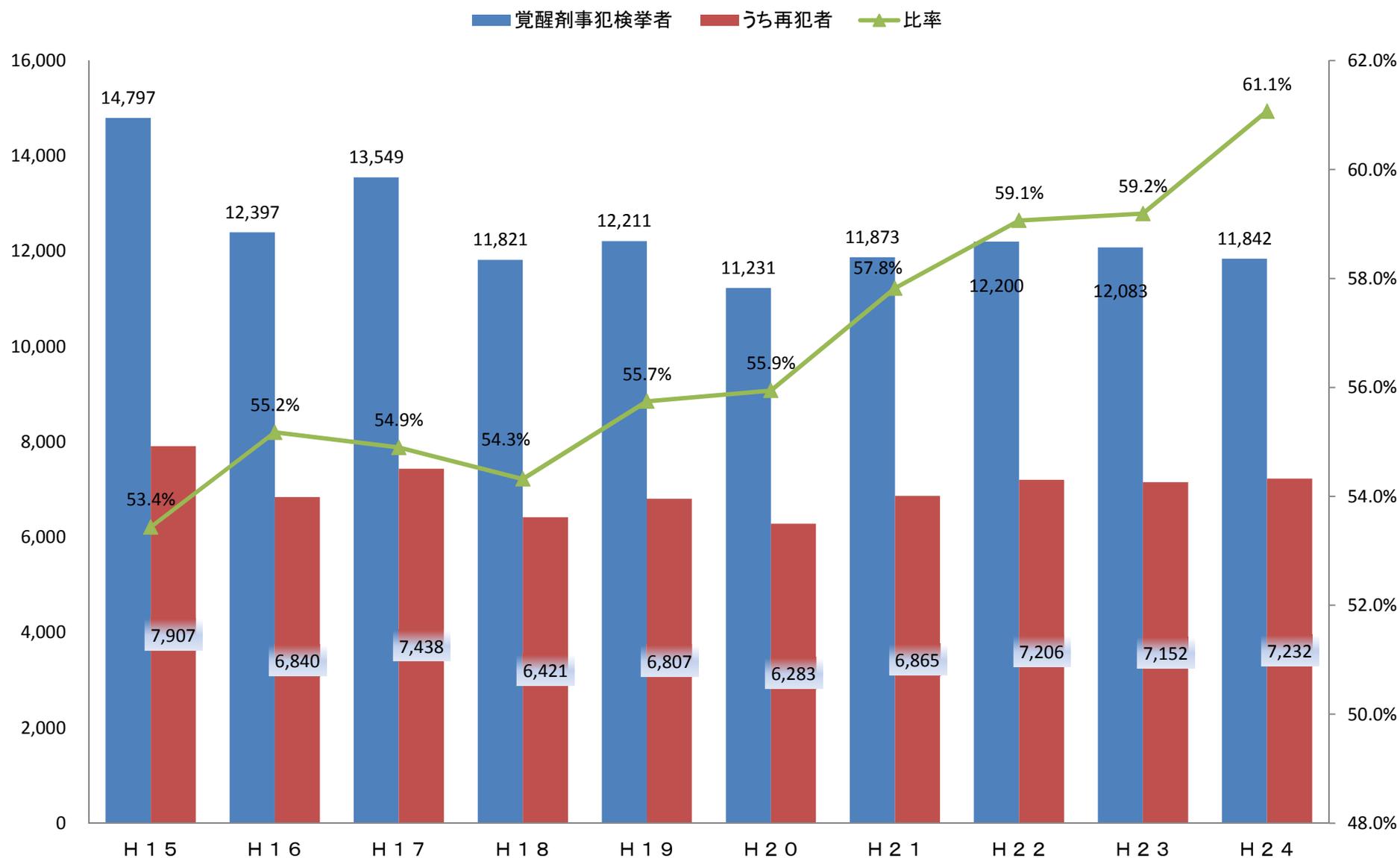


### 3. 麻薬・覚醒剤等事犯検挙人員の推移

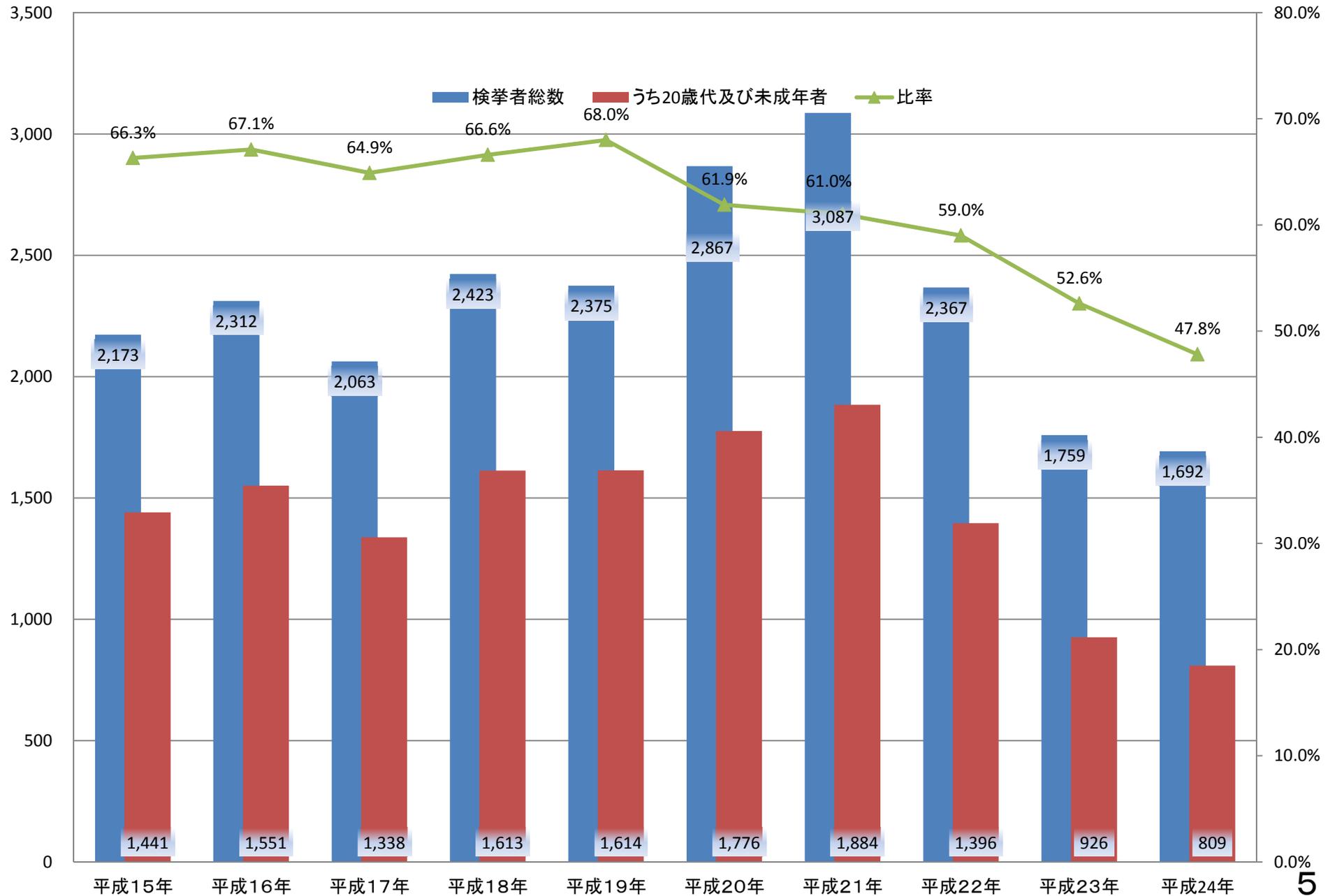
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
覚せい剤取締法	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842
大麻取締法	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692
麻薬及び向精神薬取締法	601	429	375	346	341
あへん法	21	28	23	12	6
合計	14,720	15,417	14,965	14,200	14,017

(厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による)

# 4. 覚醒剤事犯者と再乱用者の推移(過去10年)



# 5. 大麻事犯の検挙者数の推移(過去10年)



# 6. 第四次薬物乱用防止五か年戦略の概要



薬物乱用対策推進会議において、**8月7日策定**

※議長:内閣府特命担当大臣(薬物乱用対策)、副議長:厚生労働大臣他5大臣



これまでの取組を引き続き積極的に推進するとともに、留意する課題として、

- ・**合法ハーブ等と称して販売される薬物等、新たな乱用薬物への対応**
- ・**薬物の再乱用防止対策の強化**
- ・**国際的な連携・協力の推進**

※H24年度 脱法ドラッグ関連事件件数:76件(警察庁発表)

## 目標1 青少年や家族に対する啓発強化とその規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

- (1) 学校における薬物乱用防止教育の充実強化
- (2) 有職・無職少年・大学生等に対する啓発の推進
- (3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成
- (4) 広報啓発活動の強化
- (5) 関係機関による相談体制の充実
- (6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

## 目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

- (1) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実
- (2) 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化
- (3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実
- (4) 少年の再乱用防止対策の充実強化
- (5) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

### 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視・取締り

- (1) 組織犯罪対策の推進
- (2) 犯罪収益対策の推進
- (3) 巧妙化する密売方法への対応
- (4) 末端乱用者に対する取締りの徹底
- (5) 正規流通への監督の徹底
- (6) 関係機関の連携強化
- (7) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する監視指導・取締りの強化

### 目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の措置

- (1) 密輸等に関する情報収集の強化
- (2) 密輸取締り体制の強化・充実

### 目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進【新規】

- (1) 多様化する密輸ルート の 解明と海空路による密輸への対応の充実強化
- (2) 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画
- (3) 我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進

# 7. 第四次薬物乱用防止五か年戦略に基づく 今後の厚生労働省の主な取組

## 1. 取締り・規制の強化

### ○多様化する乱用薬物に対する取組の強化

→引き続き、乱用薬物の成分を指定薬物として迅速に指定するとともに、新たな包括指定を実施するなど、**指定薬物の迅速かつ効果的指定を推進。**

→指定薬物に指定後も不正な流通が継続し、麻薬と同種の有害性等が確認されたものについては、毒性を調査した後、麻薬に指定し、**規制強化。**

→麻薬取締官等に付与された権限も活用し、規制薬物・指定薬物の**取締りを強化。**

→関係機関の連携を強化し、販売実態の把握に努め、販売する可能性がある店舗等に対し、指導・警告を実施。

### ○組織犯罪対策の推進

→麻薬等の薬物の供給を断つため、組織的な薬物密売について麻薬取締部において広域的な取締りを強化する。

## 2. 薬物乱用防止のための啓発活動

### ○関係機関・団体等と連携した未然防止対策及び広報啓発の強化

→乱用拡大を防止するため、関係機関・団体等と連携して新たな乱用薬物に関する**情報提供・広報活動を的確に行う。**

## 8. 薬物規制に関する法律

麻薬及び 向精神薬 取締法	麻薬	あへんアルカロイド	モルヒネ、ジアセチルモルヒネ(ヘロイン)等
		コカインアルカロイド	コカイン等
		合成麻薬	ペチジン、メサドン、MDMA、LSD、PCP、2-CB 等
	麻薬原料植物		コカ、マジックマッシュルーム等
	向精神薬	睡眠薬 精神安定剤 食欲抑制剤 鎮痛剤 中枢神経興奮剤	トリアゾラム(ハルシオン)、ニメタゼパム(エリミン)等 メプロバメート等 フェンテルミン、マジンドール等 ペンタゾシン、ブプレノルフィン等 メチルフェニデート(リタリン)等
		麻薬向精神薬原料	
あへん法	けし、あへん、けしがら		
大麻 取締法	大麻草及びその製品(大麻樹脂を含む)。 ただし、大麻草の成熟した茎・その製品、大麻草の種子・その製品を除く。		
覚せい剤 取締法	覚醒剤	アンフェタミン、メタンフェタミン等	
	覚醒剤原料	エフェドリン、フェニル酢酸等	
麻薬特例法			
薬事法	指定薬物	亜硝酸イソブチル、JWH-030等	
毒物及び 劇物取締法	興奮、幻覚又は麻酔の 作用を有する毒物・劇物	トルエン、シンナー等	

# 9. 乱用薬物の種類・作用

興奮作用



覚醒剤  
メタンフェタミン、アンフェタミン

覚せい剤取締法

幻覚作用



コカイン



メチルフェニデート  
(リタリンー向精神薬)  
※不適正使用の場合



MDMA

麻薬及び向精神薬取締法



LSD

麻薬158種類  
向精神薬80種類



マジックマッシュルーム



ヘロイン  
モルヒネ



睡眠薬(向精神薬)  
※不適正使用の場合

抑制作用



大麻



大麻樹脂

大麻取締法



あへん(けしぼうず)

あへん法

# 10. 合法ハーブ等と称する薬物(脱法ドラッグ)

- 覚せい剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加され、多幸感を得ることを目的として、合法ハーブ、お香、などと称し、ヘッドショップ、インターネット等で販売され、若者を中心に乱用が見られる
- 乱用による健康被害の発生、麻薬等の乱用へのゲートウエードラッグ(入門薬)となるおそれ
- 幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を、厚生労働大臣が「指定薬物」として指定。県の薬事監視員が監視・指導

「お香」、「ハーブ」、「アロマオイル」  
などとして販売



## 販売業者数(全国)

(平成25年9月末時点、都道府県報告)

販売形態	業者数
店舗・露店	164
インターネット	37
店舗&インターネット	39
合計	240

## 違法ドラッグが関係している可能性のある事例(新聞報道から)

### ○死亡

- ・H24年8月 (神奈川県)横浜市で男性が路上で暴れて保護された後、死亡。違法ドラッグと見られる液体を所持。
- ・H24年10月 (静岡県)部屋で暴れた男が死亡。部屋から乾燥した植物片が発見された。
- ・H24年11月 (東京都)違法ドラッグを吸引した女性が意識を失った後、死亡。

### ○交通事故(死亡、ひき逃げ、追突)

- ・H24年5月 (大阪府)違法ドラッグを吸引して車を運転した男が、商店街を暴走し女性をひき逃げした(危険運転致傷罪で起訴)。
- ・H24年6月 (京都府)違法ドラッグを吸引して車を運転した男が、追突して3人にけがを負わせた(危険運転致傷罪で実刑判決)。
- ・H24年10月 (愛知県)違法ドラッグを吸引した男が高1をはねて死亡させた(自動車運転過失致死罪で実刑判決)。

### ○救急搬送

- ・H25年2月 (大阪府)違法ドラッグを吸引したとみられる高校生が下校途中に体調不良で救急搬送された。

### ○不審行動

- ・H24年10月 (東京都)違法ドラッグを吸引した男が上半身裸で小学校に侵入し、児童を追い回した。

# 11. 指定薬物の取締体制の強化

## 麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行

議員立法により成立(H25.5.17公布。10.1施行)

### 薬取締官(員)による取締

- ・ 国・都道府県に所属する「麻薬取締官(員)」に対し、司法警察職員として指定薬物に関する取締権限等を付与

### 指定薬物の疑いがある物品への迅速な対応

- ・ 薬事監視員等が、指定薬物の疑いがある物品を検査するために、立ち入りして、収去できるようにする。

## 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の成立(薬事法の指定薬物関係の改正部分)

(H25.12.13公布、H26年4月1日施行)

### 指定薬物の所持・使用の禁止

- ・ 指定薬物の所持・使用等を禁止

## 指定薬物の包括的な指定、監視指導の強化

### ○指定薬物への指定

68物質(H24.4) → 1360物質(H25.12)

- ・ 迅速な指定(個別指定 96物質)  
うち、海外で流通実態のある8物質は、国内流通前に指定
- ・ 指定薬物の包括的な指定(1264物質)

◇化学構造の一部が共通している物質群を包括的に指定

合成カンナビノイド系 770物質

カチノン系 494物質

### ○いわゆる脱法ドラッグの情報提供・啓発、警察と連携した監視指導

◇「個人輸入・指定薬物等適正化対策事業」の実施

# 12. 厚生労働省における啓発活動

## ① 青少年に対する普及啓発

○啓発読本の作成・配布(小6保護者、高3、青少年など)



## ○薬物乱用防止キャラバンカーを活用した広報事業

・薬物乱用防止キャラバンカー



【キャラバンカーの主な設備】

・パネル



・クイズコーナー



・ホームページ



【キャラバンカーの稼働状況】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>運行数(箇所)</b>	<b>1,302</b>	<b>1,292</b>	<b>1,271</b>	<b>1,350</b>	<b>1,352</b>	<b>1,276</b>	<b>1,200</b>
うち小学校	831	864	863	915	932	930	884
うち中学校	258	273	248	251	236	187	179
うち高校	36	28	29	28	41	19	24
その他※	177	127	131	156	143	140	113
<b>見学者数(人)</b>	<b>136,661</b>	<b>166,186</b>	<b>171,726</b>	<b>195,427</b>	<b>174,611</b>	<b>145,681</b>	<b>124,132</b>

※その他は地域行事等

## ②地域における国民的啓発運動の実施

### ○不正大麻・けし撲滅運動(5月1日～6月30日)



不正大麻・けし発見、除去本数

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
大麻	1,357,285	2,386,953	921,518	2,137,363	1,704,973
けし	2,241,688	1,089,522	1,484,750	949,399	855,570
合計	3,598,973	3,476,475	2,406,268	3,086,762	2,560,543

### ○『ダメ。ゼッタイ。』普及運動(6月20日～7月19日)



### ○麻薬・覚醒剤乱用防止運動(10月1日～11月30日)



### ③合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する 薬物乱用に関する啓発等の強化

(違法ドラッグ普及啓発ポスター)



#### 【あやしいヤクブツ連絡ネット】

指定薬物を含む違法ドラッグ等に関連する健康被害事例等の収集、分析、評価を行い、公表、注意喚起を行っています。また、コールセンターで相談対応を行い、一元的に危険性等の情報にアクセスできます。

<http://www.yakubutsu.com>

**コールセンター 03-5542-1865**

# 13. 地方厚生局麻薬取締部の概要

- ①組織
- 7局：北海道厚生局、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局、九州厚生局
  - 1支局：四国厚生支局
  - 1支所：沖縄
  - 3分室：横浜、神戸、小倉

②定員 265人(平成25年)

③職務

- ・捜査
- ・正規薬物の不正流通防止
- ・薬物乱用防止の啓発活動
- ・中毒者対策
- ・鑑定
- ・国際協力



## ④麻薬取締官による麻薬・覚醒剤事犯等検挙件数・人員及び押収の推移

### 1. 法令別検挙件数・人員

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
覚せい剤取締法	件数	281	289	292	396	370
	人員	246	249	240	321	317
大麻取締法	件数	104	203	130	128	95
	人員	125	220	144	138	98
麻薬及び向精神薬取締法	件数	110	72	71	113	76
	人員	120	80	73	104	66
麻薬特例法	件数	2	5	14	11	19
	人員	3	13	20	10	32
あへん法	件数	7	0	4	0	0
	人員	7	0	2	0	0
合計件数		504	569	511	648	560
合計人員		501	562	479	573	513

注1) 警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。

### 2. 主な薬物の押収量

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
ヘロイン(g)	0.3	0.2	23.5	1.1	0
コカイン(g)	264.0	145.3	163.2	154.1	4.7
MDMA等錠剤型合成麻薬(錠)	7,407	5,558	923	1,107	31
乾燥大麻(大麻たばこを含む)(kg)	6.2	13.1	37.1	6.0	31.2
大麻草(本)	265	554	1,743	218	970
大麻樹脂(kg)	0.5	0.2	2.0	0.5	0.8
あへん(g)	25.6	0	3.8	0	0
覚醒剤(kg)	300.4	10.3	2.0	11.8	118.4

注2) 警察等関係取締機関との合同捜査により押収した薬物を含む。

注3) 覚醒剤については、粉末のみ計上。

注4) MDMA等錠剤型合成麻薬については破片、粉末等を計上していない。

# 13. 薬物統制に係る国際条約・国際機関

## ○麻薬に関する単一条約(単一条約)

1961年採択  
ヘロイン、コカイン、大麻等の国際取引、  
取締等を規定

## ○向精神薬に関する条約(向精神薬条約)

1971年採択  
単一条約の対象外の向精神薬に関する  
国際的統制を規定  
(注 覚せい剤は本条約にて規定)

## ○麻薬及び向精神薬の不正取引の防止 に関する国際連合条約(麻薬新条約)

1988年採択  
マネー・ロンダリングの処罰、不法収益の  
没収、原料等を規定

